

コミュニティ通訳業務公募説明書

1 当該公募の趣旨

北九州市においては、市内に外国人市民が約 17,000 人居住しているが、外国人市民の中には、日本語でのコミュニケーションが困難な人も多く、外国人市民への情報・言語支援を強化し、行政サービスの面で日本人市民との格差を縮めていく必要がある。そのため、北九州市の行政機関窓口や学校、外国人市民等から通訳の要請があった場合、行政機関や公共施設等に通訳者を派遣したり、電話やオンラインによる通訳を実施する。業務実施にあたっては、外国人市民の国籍等に応じた文化的背景を理解した上で、関係機関と密に連携を取りながら事業を行う必要がある。また、派遣を行う場合は、適切な通訳者を選定するため、通訳コーディネーターを配置し、必要に応じて現場に同行する必要がある。そのため本業務については、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても 3 の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

コミュニティ通訳業務

(2) 業務の詳細な説明

別添仕様書のとおり

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 外国人住民へのきめ細やかなサポートを実施できる専門的技術・ノウハウ人材を有していること。
- イ これまでに外国人市民に対する通訳業務を実施した実績があること。
- ウ 外国人住民の出身国や生活習慣・風習等に応じた対応が可能であること。
- エ ア～ウについて、要件を確認できる書類及び応募者の概要が分かる書類が提出できること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
担当課名 北九州市政策局国際政策課
電話番号 093-582-2146 FAX 番号 093-582-2176

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和 7 年 3 月 5 日から令和 7 年 3 月 1 8 日まで（閉庁日を除く。）の毎日、8 時 3 0 分から 1 7 時まで

イ 受付担当課

(1) に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和 7 年 3 月 5 日から令和 7 年 3 月 1 8 日まで（閉庁日を除く。）の毎日、8 時 3 0 分から 1 7 時まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

- オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市政策局国際政策課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。